

(裏面)

注意

- 1 ①及び②の欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。
- 2 ①から⑥までの欄は、新たに手当の支給の対象となる児童について記入してください。
- 3 ③の欄の「監護等」とは、請求者が母である場合に監護すること、請求者が父である場合に監護し、かつ、生計を同じくすることをいいます。
- 4 ④の欄は、児童の状況について、次に掲げる場合のうち該当する文字を○で囲んでください。
- イ 父母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)を解消した。
 - ハ 父が養育の状態にある。
 - ホ 父が児童を引き続き1年以上養育している。
 - ニ 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている。
 - リ 母が養育の状態にある。
 - ル 母が児童を引き続き1年以上養育している。
 - ロ 母が法令により引き続き1年以上拘禁されている。
 - ヲ 養育などで父母がいかならないが明らかでない。
- ロ 父が死亡した。
- ハ 父が養育の状態にある。
- ホ 父が児童を引き続き1年以上養育している。
- ニ 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている。
- リ 母が養育の状態にある。
- ル 母が児童を引き続き1年以上養育している。
- ロ 母が法令により引き続き1年以上拘禁されている。
- ヲ 養育などで父母がいかならないが明らかでない。

 - 5 ⑥及び⑦の欄の「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。)、」「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び遺族共済年金を含む。))、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。))、「母子年金」「遺族」等をいいます。また、⑥の欄の「障害基礎年金等」とは、障害基礎年金その他障害を支給事由とする給付(労働者災害補償保険の障害(補償)年金、傷病(補償)年金等)をいいます。
 - 6 ⑧の欄は、新たに手当の支給の対象となる児童が、父若しくは母の死亡により受けることができる「公的年金」若しくは「遺族補償」の受給状況又は請求者が若しくは養育者である場合であつて児童が父に支給される公的年金の額の加算の対象となつているときは父の「公的年金」の受給状況、請求者が父である場合であつて児童が母に支給される公的年金の額の加算の対象となつているときは母の「公的年金」の受給状況を記入してください。
 - 7 ⑨の欄は、請求者が障害基礎年金等を受けることができる場合に記入いただくものです。請求者が受けることができる公的年金のうち新たに手当の支給の対象となる児童を有する者に係る加算に係る部分の受給状況を記入してください。
 - 8 この請求書に係る児童は、次のとおりです。
 - イ 新たに手当の支給の対象となる児童の戸籍の抄本とその児童の属する世帯の全員の住民票の写し
 - ロ 請求者が母である場合、新たに手当の支給の対象となる児童と同居しないであることを監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類
 - ハ 請求者が父である場合、新たに手当の支給の対象となる児童と同居しないことを監護し、かつ、これと生計を同じくしているときは、その事実を明らかにすることができる書類
 - ニ 請求者が父又は母である場合、新たに手当の支給の対象となる児童の戸籍又は除かれた戸籍の原本又は抄本と請求者がその児童を養育していることを明らかにすることができる書類
 - ホ 新たに手当の支給の対象となる児童又はその父若しくは母が障害の状態にある場合には医師又は歯科医師の診断書、次の病類による場合にはエックス線直接撮影写真、呼吸器科診断書・斯エセ・肺のうづ・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・腎かん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈けいよう・骨文は関節脱臼・骨すい炎・骨文は関節脱臼・その他認定又は診査に際し必要と認められるもの
 - 9 次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類
 - (イ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母の生死が明らかでない場合
 - (ロ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母が引き続き1年以上その児童を養育している場合
 - (ハ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母がそれぞれ母又は父の申立てにより保護命令を受けた場合
 - (ニ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母がそれぞれ母又は父の申立てにより保護命令を受けた場合
 - (ホ) 児童若しくは請求者が公的年金若しくは遺族補償を受けることができる場合又は児童が児童の親が児童の親(父と母)が、死亡したこと、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないこと(いずれも明らかに該当する児童をいう)である方は、併せて児童が児童手当支給停止期間を出してください。
 - 10 この請求書は、市役所、区役所又は町村役場に出してください。
 - 11 この請求書は、市役所、区役所又は町村役場に出してください。

告示

○厚生労働省告示第三百九十七号

労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示

(国立感染症研究所試験検査依頼規程等の一部改正)

第一条 次に掲げる告示の規定中「㊸」を削る。

- 一 国立感染症研究所試験検査依頼規程(昭和三十五年厚生省告示第八十二号)別記様式
 - 二 国立感染症研究所製品交付規程(昭和三十五年厚生省告示第八十三号)別記様式
 - 三 国立医薬品食品衛生研究所試験検査依頼規程(昭和三十五年厚生省告示第八十四号)別記様式第一から別記様式第三まで
- (労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件)の一部改正

第二条 労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件(昭和三十五年労働省告示第十号)の一部を次のように改正する。

厚生労働大臣 田村 憲久

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類の一部改正)
 第七条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類(平成十六年厚生労働省告示第三百三十七号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
一 (略) 二 規則第二十九条第三項第二号に規定する書類は、イ又はロに掲げるものとする。 イ 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名が記載されている法人の登記事項証明書(届出の前一年以内に作成されたものに限る。以下同じ。) 証明書(届出の前一年以内に作成されたものに限る。以下同じ。) ロ (略) 三 代理人が届出を行う場合にあつては、規則第二十九条第三項第一号又は第二号に規定する書類は、イ又はロに掲げるものとする。 イ 本人及び代理人に係る一又は二に規定する書類及び委任状 ロ 本人に係る一又は二に規定する書類及び委任状	一 (略) 二 規則第二十九条第三項第二号に規定する書類は、イ又はロに掲げるものとする。 イ 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名が記載されている法人の登記事項証明書(届出の前一年以内に作成されたものに限る。以下同じ。)並びに届出書に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書(届出の前一年以内に作成されたものに限る。) ロ (略) 三 代理人が届出を行う場合にあつては、規則第二十九条第三項第一号又は第二号に規定する書類は、イ又はロに掲げるものとする。 イ 本人及び代理人に係る一又は二に規定する書類並びに委任状(本人が署名又は記名押印したものに限る。) ロ 本人に係る一又は二に規定する書類並びに委任状(本人が記名押印したものに限り)及び当該委任状に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書(届出の前一年以内に作成されたものに限り。) (傍線部分は改正部分)

(保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等の一部改正)
 第八条 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号)の一部を次の表のように改正する。
 (傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
一〇十 (略) 十一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三條第二項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十四條第二項第四号に規定する患者申出療養の申出に係る書類等 (1)・(2) (略) (3) (2)ハの意見書には、臨床研究中核病院の開設者及び(2)ニの説明を行った保険医の氏名を記載すること。	一〇十 (略) 十一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三條第二項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十四條第二項第四号に規定する患者申出療養の申出に係る書類等 (1)・(2) (略) (3) (2)ハの意見書には、臨床研究中核病院の開設者及び(2)ニの説明を行った保険医において、記名及び押印をすること。

(療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七條第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部改正)
 第九条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七條第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(平成二十年厚生労働省告示第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
 様式第一及び様式第四中「四」を削る。

令和 年 月 分

診療報酬請求書(医科・歯科)

保 険 者

医療機関
コード

(別 記) 殿
下記のとおり請求する。
令和 年 月 日

保険医療機関の
所在地及び名称
開設者氏名

国民健康保険

			療 養 の 給 付				食 事 療 養 ・ 生 活 療 養			
			件 数	診 療 実 日 数	点 数	一 部 負 担 金	件 数	回 数	金 額	標 準 負 担 額
一 般 (七 〇 歳 以 上)	請 求	入 院				円			円	円
		入 院 外								
	※ 決 定	入 院								
		入 院 外								
一 般 (七 〇 歳 以 上) (七 割)	請 求	入 院								
		入 院 外								
	※ 決 定	入 院								
		入 院 外								
一 般 被 保 険 者	請 求	入 院								
		入 院 外								
	※ 決 定	入 院								
		入 院 外								
一 般 (六 歳)	請 求	入 院								
		入 院 外								
	※ 決 定	入 院								
		入 院 外								
退 職 (本 人)	請 求	入 院								
		入 院 外								
	※ 決 定	入 院								
		入 院 外								
退 職 (被 扶 養 者)	請 求	入 院								
		入 院 外								
	※ 決 定	入 院								
		入 院 外								
退 職 (六 歳)	請 求	入 院								
		入 院 外								
	※ 決 定	入 院								
		入 院 外								

注意 ※印の欄は記入しないこと。

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第六

様式第六を次のように改める。

公費負担医療		療養の給付				食事療養・生活療養			
		件数	診療実日数	点数	一部負担金	件数	回数	金額	標準負担額 (公費分)
請 求	入院				円			円	円
	入院外					/	/	/	/
※決定	入院								
	入院外					/	/	/	/
請 求	入院								
	入院外					/	/	/	/
※決定	入院								
	入院外					/	/	/	/

備 考

※高額療養費	一般被保険者	件数		退職者	件数	
		金額	円		金額	円

注意 ※印の欄は記入しないこと。
備考 この用紙は、A列4番とすること。

令和 年 月分

調剤報酬請求書

保 険 者

(別 記) 殿

薬局コード

下記のとおり請求する。

保 険 薬 局 の
所在地及び名称
開設者氏名

令和 年 月 日

様式第七
様式第七を次のように改める。

		件数	処方せん 受付回数	点 数	一部負担金	備考	
国民健康保険	一般被保険者 (70歳以上一般・ 低所得)	請求					
		※決定					
	一般被保険者 (70歳以上7割)	請求					
		※決定					
	一般被保険者	請求					
		※決定					
	一般被保険者 (6歳)	請求					
		※決定					
	退職者	本人	請求				
			※決定				
		被扶養者	請求				
			※決定				
6歳		請求					
		※決定					

公費負担医療		請求				
		※決定				
		請求				
		※決定				
		請求				
		※決定				

※高額療養費	一般被保険者	件数		退職者	件数	
		金額	円		金額	円

注意 ※印の欄は記入しないこと。

備考 この用紙は、A列4番とすること。

令和 年 月 分

診療報酬請求書 (医科・歯科)

各広域連合 殿

医療機関
コード

下記のとおり請求する。
令和 年 月 日

保険医療機関の
所在地及び名称
開設者氏名

後期高齢者医療

			療 養 の 給 付				食 事 療 養 ・ 生 活 療 養			
			件 数	診 療 実 日 数	点 数	一 部 負 担 金	件 数	回 数	金 額	標 準 負 担 額
後 期 割 高 齢	請 求	入 院			円			円	円	
		入 院 外								
	※ 決 定	入 院								
		入 院 外								
後 七 期 割 高 齢	請 求	入 院								
		入 院 外								
	※ 決 定	入 院								
		入 院 外								

公費負担医療

			療 養 の 給 付				食 事 療 養 ・ 生 活 療 養			
			件 数	診 療 実 日 数	点 数	一 部 負 担 金	件 数	回 数	金 額	標 準 負 担 額 (公費分)
	請 求	入 院			円			円	円	
		入 院 外								
	※ 決 定	入 院								
		入 院 外								
	請 求	入 院								
		入 院 外								
※ 決 定	入 院									
	入 院 外									

備 考

※高額療養費	件数	
	金額	円

注意 ※印の欄は記入しないこと。

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第八
様式第八を次のように改める。

令和 年 月分 調剤報酬請求書

保 険 者

各広域連合 殿

薬局コード _____

下記のとおり請求する。

保 険 薬 局 の
所在地及び名称
開設者氏名

令和 年 月 日

様式第九
様式第九を次のように改める。

		件 数	処方せん 受付回数	点 数	一部負担金	備考
後期 高齢者 医療	後期高齢 9割	請 求				
		※決定				
	後期高齢 7割	請 求				
		※決定				
公費 負担 医療		請 求				
		※決定				
		請 求				
		※決定				
		請 求				
		※決定				

※高額療養費	件数	
	金額	円

注意 ※印の欄は記入しないこと。

備考 この用紙は、A列4番とすること。

(第2面)

○氏名〔 〕の「期間、会社名・所属・職名」欄及び「職務の内容」欄について確認しました。

・会社名:

・所在地:

(期間ごとに確認する場合)

No.1について : 役職・氏名()

No.2について : 役職・氏名()

No.3について : 役職・氏名()

No.4について : 役職・氏名()

No.5について : 役職・氏名()

No.6について : 役職・氏名()

(同一者が全ての期間について確認できる場合)

役職・氏名()

(注意事項)

- 原則として、会社ごとに記入してください。
なお、「期間、会社名・所属・職名」欄及び「職務の内容」欄に係る会社の確認を行わない場合等は、1枚のシートに複数社の職務経歴を記入して差し支えありません。
- 本シートは、キャリア・プランシート作成時の資料、求職時の応募書類等として活用します。
- 「期間、会社名・所属・職名」欄、「職務の内容」欄及び「職務の中で学んだこと、得られた知識・技能等」欄は、本人が記入します。なお、本シートは応募書類として社外にて活用する場合があることに留意して記入してください。
- 「職務の内容」欄には、本人が従事した職務の内容とともに、可能な限り、果たした役割、貢献したこと等を記入してください。
- 所属又は職務の内容が変更されるごとに記入しますが、複数の所属の内容をまとめて記入してもかまいません。
- 会社が、「期間、会社名・所属・職名」欄及び「職務の内容」欄の内容を確認した場合、会社確認の欄に会社名、所在地と確認した担当者の方の役職、氏名を記入してください。
会社の確認は、主に、在職労働者が離職の際に、求職時の応募書類として活用するためのもので、可能な範囲で行ってください。なお、キャリア・プランニング時には必ずしも必要ありません。
記録がない等により内容の確認ができない場合は、その理由等を「役職・氏名」欄に記入してください。
- 会社の状況に応じて、全ての期間を同一者が、又は期間ごとに異なる者が確認してください。
- 会社の確認が行われていない場合は、第1面のみを応募書類等として提出してください。
- 記入しきれないときは、適宜枠の数を増やす等により記入してください。
- 本シートは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをもって作成することができます。
- 必要があるときは、各欄を区分し、または各欄に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができます。

第十條 次に掲げる告示の規定中「三」を削る。
 一 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及び国立ハンセン病療養所等死没者改葬費支給規程の一部改正)
 二 国立ハンセン病療養所等死没者改葬費支給規程(平成二十一年厚生労働省告示第二百三十八号)様式第一号
 (職務経歴等記録書の様式を定める件の全部を改正する件の一部改正)
 第十一條 職務経歴等記録書の様式を定める件の全部を改正する件(平成三十年厚生労働省告示第二百二十七号)の一部を次のように改正する。
 様式二(第二面)を次のように改める。